

令和 7 年度 第 1 回 小金井市地下水保全会議

日 時：令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午前 9 時 3 0 分から

場 所：市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室

次 第

1 開会

2 委員自己紹介

3 事務局自己紹介

4 地下水保全会議の概要（資料 1）

5 議題

- (1) 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業について
- (2) 東京都実施の令和 6 年度地下水概況調査結果等について（資料 2）
- (3) P F A S に関する動向について（資料 3）
- (4) 環境講座「小金井の地下水を学ぶ」について
- (5) その他

6 報告事項

- (1) 令和 6 年度水質監視測定及び湧水調査報告等について（資料 4、資料 5）
- (2) 令和 7 年度小金井市気候市民会議について
- (3) その他

7 次回審議会の日程について

<配布資料>

資料 1 地下水保全会議の概要

資料 2 東京都実施の令和 6 年度地下水概況調査結果等について

資料 3 有機フッ素化合物に関する要望（国・東京都）

資料 4 令和 6 年度水質監視測定及び湧水調査報告書

資料 5 令和 6 年度水質監視測定及び湧水・地下水位調査等委託 地下水位測定報告書

<参考資料>

(1) 地下水保全会議委員名簿【参考資料 1】

小金井市地下水保全会議の概要

1 小金井市の地下水について

小金井市の地名は、黄金に値する豊富な水が出ることを示す「黄金の井戸」に由来したと言われており、現在も市民が小金井らしさの筆頭として「水」をあげるほど、地下水・湧水に縁の深いまちです。特に、国分寺崖線沿いの湧水や湧水を集めて流れる野川は、小金井市民の貴重な財産です。

しかし、高度成長期以降、急速な都市化が進み、市内に無数にあった湧水源は大幅に減少し、湧水量も激減しました。この結果、渇水期には野川が頻繁に瀬枯れを起こすようにもなりました。このような事態を受け、小金井市と小金井市民（事業者も含む）は、雨水貯留施設及び雨水浸透枡の設置を推進し、雨水浸透施設については他に類を見ない設置率を誇っているところです。

また、小金井市では、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（以下「条例」という。）を制定し、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を策定すると共に、学識経験者等で構成される地下水保全会議を組織し、専門的な見地から地下水及び湧水の保全に努めているところです。

2 地下水保全会議の役割

小金井市地下水保全会議は、条例第8条に基づき市長が設置する、行政内の会議体であり、学識経験者等5人で組織しています。

小金井市では同条第3条において、市の責務として、「市民及び事業者が地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力を求めること」を定めており、同4条では、事業者の責務として、「事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力」することを求めています。

そこで市は、適切な情報を提供し、事業者が協力を求めるためには、地下水の専門家に意見を伺う必要があると考え、学識経験者等による地下水保全会議を組織して、適切な情報をいただいているところです。

(参考)

○小金井市の地下水及び湧水を保全する条例 一部抜粋

(市の責務)

第3条 市は、次に掲げるところにより、貴重な飲料水源及び自然環境資源である地下水及び湧(ゆう)水の保全に係る必要な措置を講じなければならない。

- (1) 地下水及び湧(ゆう)水を将来にわたって保全するために、総合的かつ計画的な施策を実施すること。
- (2) 市民及び事業者に地下水及び湧(ゆう)水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧(ゆう)水の保全に関する施策に協力を求めること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧(ゆう)水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧(ゆう)水の保全に関する施策に協力し、第21条に基づく指導に従う責務を有する。

(地下水保全会議)

第8条 市長は、地下水に関する情報分析等のために、学識経験者等で組織する小金井市地下水保全会議（以下「会議」という。）を設置するものとする。

- 2 会議は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。
- 5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

3 過去の地下水保全会議での主な議題について

(1) 令和6年度

- ア 有機フッ素化合物（P F A S）について
- イ 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業について

(2) 令和5年度

- ア 有機フッ素化合物（P F A S）について
- イ 「（仮称）小金井の地下水を学ぶ」について
- ウ 庁舎建設事業の再開について
- エ 地下水マネジメント研究会について（参考）

(3) 令和4年度

- ア 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設実施計画について
- イ 有機フッ素化合物（P F A S）について

(4) 令和3年度

- ア 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設実施設計について
- イ 地下水影響工事に係る基準について

(5) 令和2年度

- ア 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画の改訂について
- イ 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設について

【その他】

水質監視測定及び湧水調査報告書について（毎年報告）

東京都実施の地下水概況調査結果等について

1 地下水概況調査について

東京都内全域の全体的な地下水質の状況を把握するとともに、未把握の地下水汚を発見することを目的として、環境基準項目 28 項目・要監視項目 6 項目・要調査項目 1 項目の調査を東京都が実施している。（根拠法令：水質汚濁防止法）

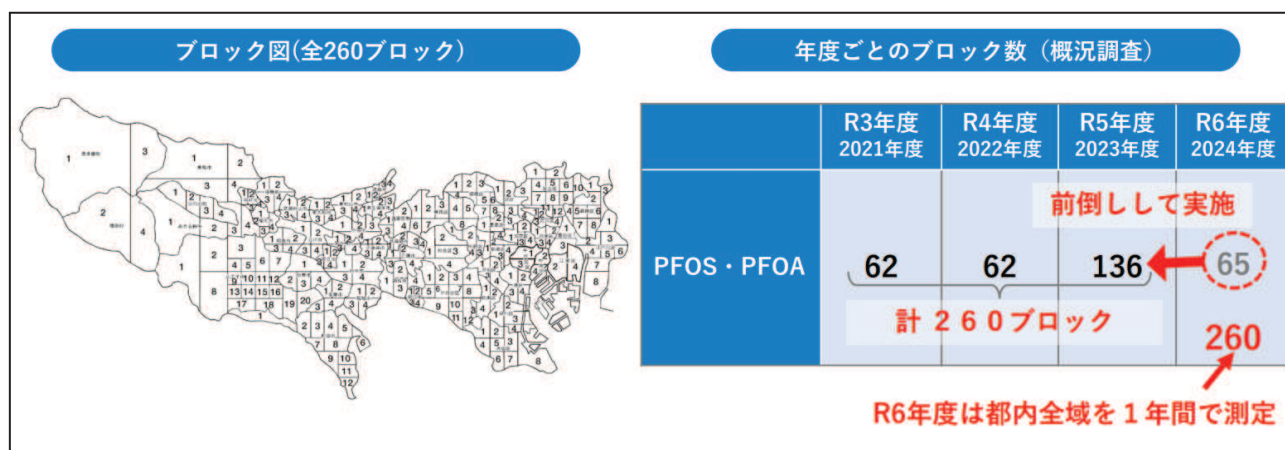
令和 3 年度から要監視項目 2 項目（P F A S 及び P F O A）、要調査項目 1 項目（P F H x S）が追加された。

2 地下水調査実施方法について

東京都では、水質汚濁防止法による「水質測定計画」に基づき、都内全域の調査を実施している。

P F O S ・ P F O A については、令和 3 年度から都内を 2 6 0 ブロックに分けて 4 年で一巡する計画としていたが、令和 5 年度は令和 6 年度分を前倒しして調査し、3 年で全体を把握している。

令和 6 年度については、都内全域となる 2 6 0 ブロックを 1 年間で調査実施。



（出典：東京都 有機フッ素化合物に関する東京都の取組）

3 調査結果

別紙のとおり

令和6年度 東京都地下水概況調査（一部加工）

(ng/L)

No.	測定地点 (丸数字はブロック)	令和6年度				暫定指針値超過年度の PFOS及びPFOA
		PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	
1	千代田区 ①	2.9	2.5	0.4	1.3	
2	千代田区 ③	50	42	8.4	40	
3	中央区 ②	50	31	19	4.2	
4	中央区 ④	15	12	3.5	0.8	
5	港区 ①	56	40	15	6.8	
6	港区 ②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
7	港区 ③	74	65	9.7	9.5	
8	港区 ④	30	11	19	14	
9	新宿区 ①	12	7.6	4.4	1.7	
10	新宿区 ②	99	19	79	1.1	
11	新宿区 ③	1.1	0.6	0.4	0.8	
12	新宿区 ④	200	190	11	0.9	
13	文京区 ①	14	9.1	5.8	1.6	
14	文京区 ②	10	5.0	5.1	2.9	120（令和5年度）
15	文京区 ③	1.4	0.7	0.6	0.1	
16	文京区 ④	0.3	0.2	0.2未満	0.1未満	
17	台東区 ①	1.9	0.4	1.5	0.1未満	
18	台東区 ②	47	38	9.6	0.1	
19	台東区 ③	0.3未満	0.1未満	0.2	0.1	67（令和5年度）
20	台東区 ④	43	28	14	3.7	
21	墨田区 ①	0.3	0.2	0.2未満	0.1未満	
22	墨田区 ③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
23	江東区 ②	21	8.0	13	2.8	
24	江東区 ④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
25	品川区 ①	0.6	0.1未満	0.6	1.0	
26	品川区 ②	100	53	49	38	
27	品川区 ③	0.3未満	0.1	0.2未満	0.1未満	
28	品川区 ④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
29	目黒区 ①	7.2	5.3	1.8	3.8	
30	目黒区 ②	27	8.6	19	2.3	
31	目黒区 ③	2.6	1.5	1.0	0.9	
32	目黒区 ④	9.2	7.2	2.0	1.5	
33	大田区 ①	8.0	5.3	2.6	1.0	
34	大田区 ②	9.0	4.3	4.6	0.7	
35	大田区 ③	18	1.5	16	0.6	
36	大田区 ④	13	4.6	9.0	2.1	
37	大田区 ⑤	1.1	0.4	0.6	0.1未満	
38	大田区 ⑥	6.1	1.2	4.9	0.3	
39	大田区 ⑦	15	2.8	12	1.0	
40	大田区 ⑧	21	3.6	18	0.9	
41	世田谷区 ①	4.9	4.0	0.9	1.3	
42	世田谷区 ②	12	7.4	5.2	1.6	
43	世田谷区 ③	8.7	3.7	5.0	0.8	
44	世田谷区 ④	4.7	4.3	0.4	1.6	
45	世田谷区 ⑤	8.5	1.9	6.6	0.7	
46	世田谷区 ⑥	1.3	0.9	0.3	0.7	
47	世田谷区 ⑦	12	4.7	7.9	1.3	
48	世田谷区 ⑧	16	9.5	6.8	1.5	
49	世田谷区 ⑨	17	6.7	11	1.3	74（令和4年度）
50	世田谷区 ⑩	1.2	1.0	0.2	0.2	
51	世田谷区 ⑪	4.0	2.1	1.8	0.3	74（令和5年度）
52	世田谷区 ⑫	5.2	2.0	3.1	0.1	
53	渋谷区 ①	0.6	0.5	0.2未満	0.2	
54	渋谷区 ②	140	110	24	37	
55	渋谷区 ③	8.7	3.6	5.0	0.5	
56	渋谷区 ④	22	10	12	2.5	330（令和3年度）
57	中野区 ①	13	7.1	6.5	4.4	
58	中野区 ②	20	10	9.2	6.2	

※「網掛け部分」は、指針値（暫定）超過を示す

※ 指針値（暫定）：令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

※ 指針値（暫定）は、PFOS 及びPFOA の合算値である

※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない

No.	測定地点 (丸数字はブロック)	令和6年度				暫定指針値超過年度の PFOS及びPFOA
		PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	
59	中野区③	14	6.4	8.5	1.6	
60	中野区④	3.1	0.9	2.2	0.4	
61	杉並区①	44	35	9.2	26	
62	杉並区②	10	4.8	5.7	1.3	
63	杉並区③	8.3	4.6	3.7	5.2	
64	杉並区④	18	13	4.9	6.0	
65	豊島区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
66	豊島区②	0.3未満	0.1	0.2未満	0.1	
67	豊島区③	1.0	0.3	0.7	1.1	
68	豊島区④	41	31	10	1.6	
69	北区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
70	北区②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
71	北区③	6.0	4.5	1.5	0.3	
72	北区④	0.3	0.1未満	0.3	0.1未満	
73	荒川区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
74	荒川区②	15	3.3	12	0.7	
75	荒川区③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
76	荒川区④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
77	板橋区①	13	8.2	5.4	6.5	
78	板橋区②	23	12	10	1.0	
79	板橋区③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
80	板橋区④	16	2.8	13	0.4	
81	板橋区⑤	0.6	0.3	0.3	0.1未満	
82	板橋区⑥	10	6.9	3.8	1.6	
83	板橋区⑦	52	31	20	1.0	
84	板橋区⑧	0.6	0.6	0.2未満	0.1未満	
85	練馬区①	6.9	4.2	2.6	1.5	
86	練馬区②	6.9	4.2	2.6	1.7	56（令和5年度）
87	練馬区③	6.1	3.2	2.9	2.8	
88	練馬区④	9.2	4.3	4.9	2.9	
89	練馬区⑤	11	5.7	6.0	1.8	
90	練馬区⑥	40	32	7.6	14	58（令和5年度）
91	練馬区⑦	38	32	6.1	14	77（令和5年度）
92	練馬区⑧	22	9.6	12	7.6	
93	足立区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.3	
94	足立区②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
95	足立区③	1.7	1.7	0.2未満	0.6	
96	足立区④	3.1	1.3	1.8	0.1未満	
97	足立区⑤	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
98	足立区⑥	9.4	0.6	8.8	0.2	
99	足立区⑦	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
100	足立区⑧	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
101	足立区⑨	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
102	足立区⑩	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	58（令和5年度）
103	足立区⑪	0.3	0.3	0.2未満	0.3	
104	足立区⑫	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
105	葛飾区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
106	葛飾区②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
107	葛飾区③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
108	葛飾区④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
109	葛飾区⑤	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1	
110	葛飾区⑥	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1	
111	葛飾区⑦	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
112	葛飾区⑧	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
113	江戸川区①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1	
114	江戸川区②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
115	江戸川区③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
116	江戸川区④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
117	江戸川区⑤	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	

※「網掛け部分」は、指針値（暫定）超過を示す

※ 指針値（暫定）：令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

※ 指針値（暫定）は、PFOS及びPFOAの合算値である

※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない

No.	測定地点 (丸数字はブロック)	令和6年度				暫定指針値超過年度の PFOS及びPFOA
		PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	
118	江戸川区⑥	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
119	江戸川区⑦	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
120	江戸川区⑧	0.3	0.1未満	0.2	0.1未満	
121	八王子市①	1.3	0.7	0.6	0.2	
122	八王子市②	2.6	1.0	1.6	0.2	
123	八王子市③	3.1	2.1	0.97	1.5	
124	八王子市④	0.9	0.3	0.6	0.6	
125	八王子市⑤	6.5	4.0	2.4	1.3	99（令和5年度）
126	八王子市⑥	5.5	1.3	4.2	0.6	
127	八王子市⑦	1.8	1.2	0.61	0.32	
128	八王子市⑧	0.8	0.4	0.4	0.1未満	
129	八王子市⑨	7.6	5.1	2.5	1.4	
130	八王子市⑩	7.7	5.8	1.8	1.8	
131	八王子市⑪	11	7.0	4.1	1.9	
132	八王子市⑫	16	9.5	6.6	3.5	
133	八王子市⑬	11	7.4	4.2	2.6	
134	八王子市⑭	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
135	八王子市⑮	0.6	0.2	0.4	0.1未満	
136	八王子市⑯	0.3未満	0.1	0.2未満	0.1未満	
137	八王子市⑰	1.0	0.4	0.6	0.1	
138	八王子市⑱	7.1	6.5	0.6	6.6	
139	八王子市⑲	0.9	0.2	0.6	0.1未満	
140	八王子市⑳	7.9	4.9	2.9	0.3	
141	立川市①	310	260	48	370	170（令和5年度）
142	立川市②	72	57	14	31	140（令和5年度）
143	立川市③	21	15	6.4	10	
144	立川市④	63	52	10	38	
145	武蔵野市①	100	94	10	48	65（令和4年度）
146	武蔵野市②	72	60	12	42	85（令和5年度）
147	武蔵野市③	46	37	9.0	28	
148	武蔵野市④	1.1	1.0	0.2未満	0.5	
149	三鷹市①	40	33	6.6	18	
150	三鷹市②	12	7.3	5.5	3.6	
151	三鷹市③	15	10	5.9	9.0	
152	三鷹市④	24	4.9	19	0.8	
153	青梅市①	0.4	0.1未満	0.3	0.1未満	
154	青梅市②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
155	青梅市③	42	37	4.9	19	
156	青梅市④	100	92	9.1	52	140（令和3年度）
157	府中市①	170	140	24	110	260（令和4年度）
158	府中市②	190	160	29	97	120（令和5年度）
159	府中市③	73	61	11	17	99（令和5年度）
160	府中市④	33	27	6.6	22	
161	昭島市①	12	7.0	5.2	1.4	
162	昭島市②	17	12	5.2	14	
163	昭島市③	13	6.5	7.3	3.0	
164	昭島市④	9.4	5.6	3.8	3.2	
165	調布市①	17	12	4.8	8.1	
166	調布市②	12	7.8	4.4	3.4	
167	調布市③	18	10	8.0	4.6	
168	調布市④	68	60	7.7	24	
169	町田市①	13	4.5	9.2	1.3	
170	町田市②	0.4	0.4	0.2未満	3.4	
171	町田市③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
172	町田市④	0.3未満	0.1	0.2未満	0.8	
173	町田市⑤	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
174	町田市⑥	2.3	0.5	1.8	0.1	
175	町田市⑦	3.2	2.2	1.0	0.6	
176	町田市⑧	0.3	0.2	0.2未満	0.4	

※「網掛け部分」は、指針値（暫定）超過を示す

※ 指針値（暫定）：令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

※ 指針値（暫定）は、PFOS及びPFOAの合算値である

※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない

No.	測定地点 (丸数字はブロック)	令和6年度				暫定指針値超過年度の PFOS及びPFOA
		PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	
177	町田市 ⑨	16	13	3.3	4.1	
178	町田市 ⑩	1.9	1.1	0.8	0.4	
179	町田市 ⑪	2.3	1.1	1.2	0.7	
180	町田市 ⑫	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
181	小金井市 ①	21	7.6	13	26	【参考】28（令和4年度）
182	小金井市 ②	33	25	7.7	20	【参考】7.9（令和5年度）
183	小金井市 ③	67	61	6.5	22	【参考】48（令和5年度）
184	小金井市 ④	10	5.4	5.4	1.7	【参考】1.7（令和3年度）
185	小平市 ①	150	130	20	64	
186	小平市 ②	81	72	9.4	43	80（令和5年度）
187	小平市 ③	17	13	3.5	5.8	85（令和5年度）
188	小平市 ④	140	120	19	81	
189	日野市 ①	18	14	4.7	4.2	
190	日野市 ②	15	10	4.5	3.7	
191	日野市 ③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1	
192	日野市 ④	5.1	2.8	2.3	1.3	
193	東村山市 ①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
194	東村山市 ②	2.3	2.3	0.2未満	0.1未満	
195	東村山市 ③	0.3未満	0.2	0.2未満	0.1未満	
196	東村山市 ④	0.3	0.1	0.2	0.1	
197	国分寺市 ①	110	98	19	81	
198	国分寺市 ②	66	54	12	49	
199	国分寺市 ③	5.0	2.1	2.8	1.2	140（令和5年度）
200	国分寺市 ④	5.1	2.4	2.7	2.0	
201	国立市 ①	380	340	43	210	190（令和5年度）
202	国立市 ②	330	290	39	190	
203	国立市 ③	37	28	9.0	34	73（令和4年度）
204	国立市 ④	160	140	18	87	93（令和3年度）
205	福生市 ①	25	16	9.2	1.3	
206	福生市 ②	21	14	6.9	1.3	
207	福生市 ③	40	11	28	2.2	
208	福生市 ④	14	7.3	7.3	1.9	
209	狛江市 ①	28	4.2	24	5.6	
210	狛江市 ②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
211	狛江市 ③	14	8.3	6.2	5.3	
212	狛江市 ④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	410（令和3年度）
213	東大和市 ①	12	7.1	5.3	0.7	
214	東大和市 ②	9.5	3.7	5.7	0.4	
215	東大和市 ③	33	22	11	14	
216	東大和市 ④	9.1	4.3	4.7	2.1	
217	清瀬市 ①	6.9	5.6	1.2	1.4	
218	清瀬市 ②	3.8	1.8	1.9	0.7	
219	清瀬市 ③	12	7.0	5.5	3.9	
220	清瀬市 ④	24	18	6.6	10	
221	東久留米市 ①	1.4	0.9	0.4	0.8	
222	東久留米市 ②	17	11	5.5	6.4	
223	東久留米市 ③	10	5.2	4.7	4.6	
224	東久留米市 ④	62	52	9.7	42	
225	武蔵村山市 ①	0.5	0.2	0.2	0.1未満	65（令和4年度）
226	武蔵村山市 ②	2.0	2.0	0.2未満	0.5	
227	武蔵村山市 ③	20	10	9.3	6.5	
228	武蔵村山市 ④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
229	多摩市 ①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
230	多摩市 ②	0.3	0.2	0.2未満	0.1未満	
231	多摩市 ③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
232	多摩市 ④	6.0	2.8	3.2	3.8	
233	稲城市 ①	3.0	0.7	2.2	0.5	
234	稲城市 ②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
235	稲城市 ③	3.3	2.6	0.6	0.5	
236	稲城市 ④	4.1	1.5	2.6	0.1未満	
237	羽村市 ①	18	8.9	9.9	0.9	
238	羽村市 ②	12	6.2	6.5	0.9	
239	羽村市 ③	10	4.8	5.9	1.8	

※「網掛け部分」は、指針値（暫定）超過を示す

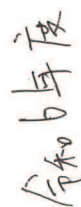
※ 指針値（暫定）：令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

※ 指針値（暫定）は、PFOS 及びPFOA の合算値である

※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない

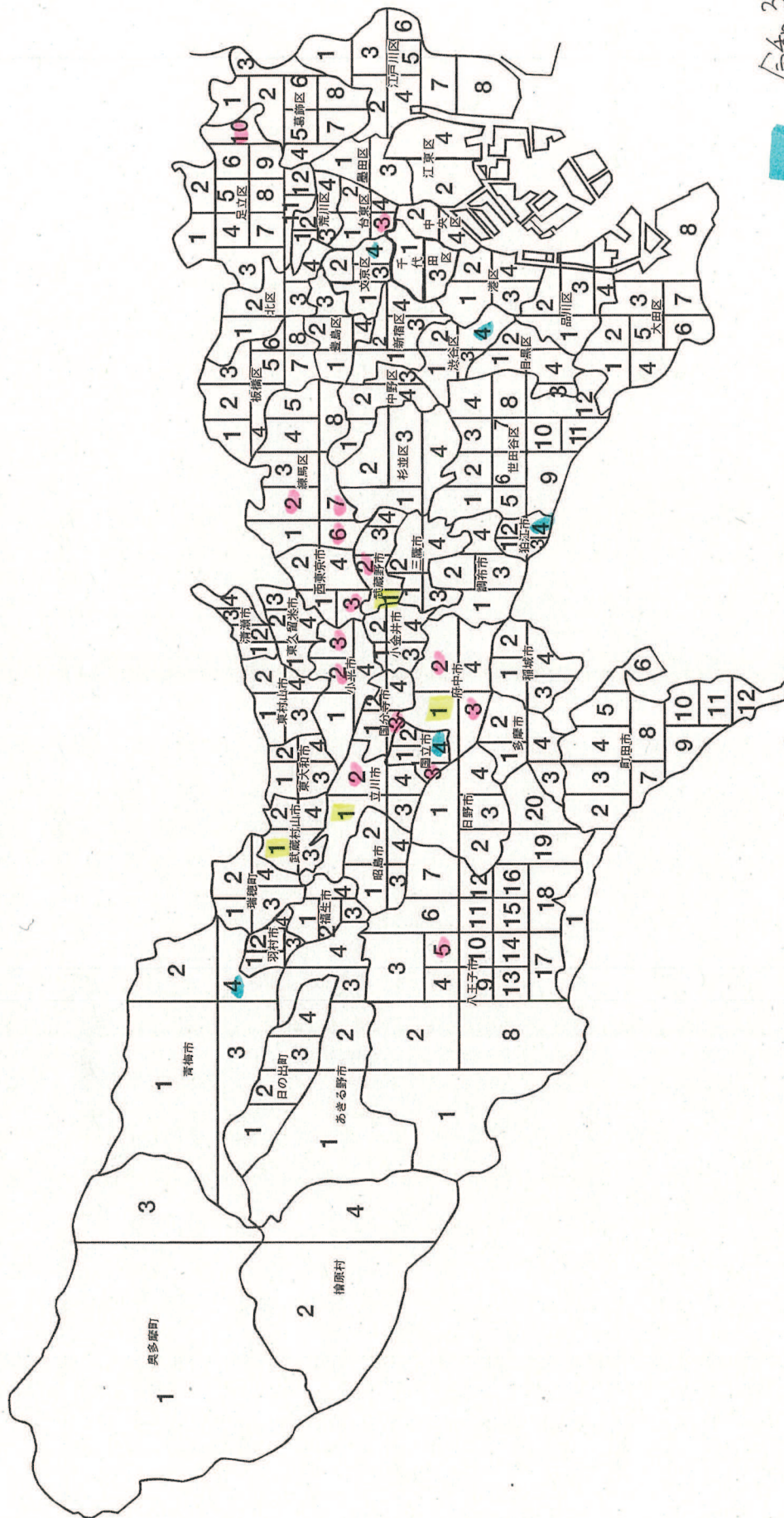
No.	測定地点 (丸数字はブロック)	令和6年度				暫定指針値超過年度の PFOS及びPFOA
		PFOS及びPFOA	PFOS	PFOA	PFHxS	
240	羽村市④	16	10	6.1	2.6	
241	あきる野市①	6.2	1.2	5.0	0.1	
242	あきる野市②	9.3	5.9	3.4	0.4	
243	あきる野市③	7.1	2.0	5.1	1.0	
244	あきる野市④	1.9	1.0	0.8	0.1	
245	西東京市①	10	8.1	1.8	3.4	
246	西東京市②	17	12	4.9	5.8	
247	西東京市③	56	48	7.6	19	80（令和5年度）
248	西東京市④	69	60	8.8	35	
249	瑞穂町①	7.6	4.2	3.3	1.3	
250	瑞穂町②	48	37	11	63	
251	瑞穂町③	9.2	6.6	2.5	2.1	
252	瑞穂町④	6.8	4.1	2.7	1.1	
253	日の出町①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
254	日の出町②	1.1	0.7	0.3	0.1未満	
255	日の出町③	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
256	日の出町④	14	3.4	10	0.1	
257	檜原村②	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
258	檜原村④	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
259	奥多摩町①	0.3未満	0.1未満	0.2未満	0.1未満	
260	奥多摩町③	3.4	2.0	1.3	0.1	

※ 「網掛け部分」は、指針値（暫定）超過を示す
※ 指針値（暫定）：令和2年5月28日水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）
※ 指針値（暫定）は、PFOS 及びPFOA の合算値である
※ PFHxSについては、指針値等は設定されていない



地下水質調査 測定ブック図 (平成22年度以降)

暫定指針値 (50 μ g/L) を超過した箇所



令和3年度
令和4年度
令和5年度

地下水質調査 測定ブロック図 (平成22年度以降)

有機フッ素化合物に関する要望

平素より、東京都多摩地域の環境行政の推進にご支援いただき感謝申し上げます。

さて、P F O S等の有機フッ素化合物（P F O S、P F O A及びP F H x Sを指す。以下「P F O S等」という。）について、東京都等が行っている調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しています。

横田基地については、令和5年7月に基地内で過去に3件のP F O S等を含む泡消火薬剤の漏出が発生したことが判明したほか、同年11月に基地内売店物品搬入口で1件のP F O S等の漏出、昨年10月には、北関東防衛局から、米側からの情報として「(昨年)8月30日、短時間に降った豪雨により、横田基地の消火訓練エリアから、(P F O S等を含む)泡消火薬剤の残留を含む約1万2,640ガロンの水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い。」との情報が地元自治体に提供されました。

基地内で流出等の事故が発生すれば、P F O S等が公共用水域へ流入あるいは地下に浸透する事態となりかねず、このことは隣接の自治体のみならず、付近の多くの自治体に重大な影響を引き起こしかねないものです。

また、令和3年度から令和5年度にかけて東京都等により実施された地下水概況調査においては、都内260か所の測定地点のうち17区市28か所において暫定指針値を超過する値が検出されました。

加えて、昨年11月に環境省が公表した「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（第2版）」には、水環境中への排出源となり得る主な施設として、P F O S等が含まれる泡消火薬剤を保有する施設等、様々な施設が挙げられています。

これらのことを踏まえ、今後、住民の不安を払拭する実効性のある対応や情報発信のためには、公共用水域及び地下水のP F O S等による汚染状況や、排出源の特定に向けた調査等が行われる必要があるとの考えにより、下記の内容について要望します。

記

- (1) 横田基地内でこれまで発生したP F O S等の漏出について、国の責任において、公共用水域や地下水等への影響について、広域的に調査・分析・評価を行い、その結果を公表してください。

また、日米地位協定の環境補足協定に基づく立入調査が行われるとの報道もあることから、その検討状況も公表してください。

- (2) 横田基地内のP F O S等の漏出について、今後、米側から新たな情報が得られたときや、基地内への立ち入り等を行うときは、地元自治体のみならず、本要望参加自治体に対しても情報等を提供してください。

- (3) 公共用水域又は地下水にP F O S等による汚染について、排出源となる可能性のある施設等が、横田基地以外であった場合についても、当該施設のP F O S等を含有する物質等の保管状況および過去の使用、漏出の有無等を国において調査し、公共用水域や地下水等への影響について、調査・分析・評価を行ってください。また、必要に応じて立入調査も実施してください。

令和 7年 4月 25日

環境大臣 浅 尾 慶一郎 殿

防衛大臣 中 谷 元 殿

小金井 市 長 白 井 亨

小 平 市 長 小 林 洋 子

国 立 市 長 濱 崎 真 也

有機フッ素化合物に関する要望

平素より、多摩地域の環境行政の推進へのご支援、また、電話相談窓口の設置等、P F A Sに関する対応につきまして感謝申し上げます。

さて、P F O S等の有機フッ素化合物（P F O S、P F O A及びP F H x Sを指す。以下「P F O S等」という。）について、東京都等が行っている調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しています。

横田基地については、令和5年7月に基地内で過去に3件のP F O S等を含む泡消火薬剤の漏出が発生したことが判明したほか、同年11月に基地内売店物品搬入口で1件のP F O S等の漏出、昨年10月には、北関東防衛局から、米側からの情報として「(昨年) 8月30日、短時間に降った豪雨により、横田基地の消火訓練エリアから、(P F O S等を含む) 泡消火薬剤の残留を含む約1万2,640ガロンの水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い。」との情報が地元自治体に提供されました。

基地内で流出等の事故が発生すれば、P F O S等が公共用水域へ流入あるいは地下に浸透する事態となりかねず、このことは隣接の自治体のみならず、付近の多くの自治体に重大な影響を引き起こしかねないものです。

また、令和3年度から令和5年度にかけて実施された地下水概況調査においては、都内260か所の測定地点のうち17区市28か所において暫定指針値を超過する値が検出されました。

加えて、昨年11月に環境省が公表した「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（第2版）」には、水環境中への排出源となり得る主な施設として、P F O S等が含まれる泡消火薬剤を保有する施設等、様々な施設が挙げられています。

これらのことを踏まえ、今後、住民の不安を払拭する実効性のある対応や情報発信のためには、公共用水域及び地下水のP F O S等による汚染状況や、排出源の特定に向けた調査等が行われる必要があるとの考えにより、下記の内容について要望します。

記

- (1) 横田基地内でこれまで発生したP F O S等の漏出について、国の責任において、公共用水域や地下水等への影響について、国が米側に働きかけ、広域的に調査・分析・評価を行い、その結果を公表すべきと考えます。また、日米地位協定の環境補足協定に基づく立入調査が行われるとの報道もあることから、国はその検討状況についても公表すべきと考えます。これらの点について、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。
- (2) 横田基地内のP F O S等の漏出について、今後、米側から新たな情報が得られたときや、基地内への立ち入り等を行うときは、地元自治体のみならず、本要望参加自治体に対しても情報等を提供するよう、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。
- (3) 公共用水域又は地下水にP F O S等による汚染について、排出源となる可能性のある施設等が、横田基地以外であった場合についても、当該施設のP F O S等を含有する物質等の保管状況および過去の使用、漏出の有無等を国において調査し、公共用水域や地下水等への影響について、調査・分析・評価を行うよう、また、必要に応じて立入調査も実施するよう、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。

令和 7年 4月 25日

東京都知事 小池 百合子 殿

小金井 市長 白 井 亨

小 平 市長 小 林 洋 子

国 立 市長 濱 崎 真 也

参考資料 1

小金井市地下水保全会議 委員名簿

令和7年4月1日現在

委員氏名	任期	任期数	選任区分
徳永 朋祥	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4期	学識経験者 (東京大学大学院 教授)
山中 勝	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4期	学識経験者 (日本大学 教授)
白木 克繁	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2期	学識経験者 (東京農工大学大学院 教授)
藤村 和正	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2期	学識経験者 (明星大学 教授)
三好 幸一郎	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1期	関係行政機関の職員 (東京都多摩環境事務所 環境改善課長)